

平成24年 7 月25日
東京電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款の口座振替割引（平成24年 9 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、5（料金）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 1 位で四捨五入しております。

○ 5（料金）に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 53	円 3